

休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針

5

(案)

平成〇年〇月〇日
内閣総理大臣決定

目 次

	はじめに	1
	第1 休眠預金等に係る資金の活用の意義及び目標に関する事項	3
5	1. 休眠預金等に係る資金を民間公益活動に活用する意義	3
	2. 休眠預金等に係る資金の活用の目標	3
	（1）休眠預金等に係る資金の活用対象事業による社会の諸課題の解決	3
	（2）「社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組み」の構築	3
	第2 休眠預金等に係る資金の活用に関する基本的な事項	5
10	1. 休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則	5
	2. 各主体の役割	9
	（1）指定活用団体の担うべき役割	9
	（2）資金分配団体に期待される役割	10
	（3）民間公益活動を行う団体に期待される役割	11
15	（4）行政の役割	11
	第3 休眠預金等に係る資金の活用の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項	13
	1. 指定活用団体の業務	13
	（1）基本的業務	13
	（2）業務の充実に向けて期待される業務	19
20	2. 指定活用団体における休眠預金等に係る資金の公正かつ効率的活用を担保するための体制等	21
	（1）組織運営体制	21
	（2）役職員等の構成	21
	（3）ガバナンス・コンプライアンス体制等	22
	第4 指定活用団体の指定の基準及び手続に関する事項	24
25	1. 指定の基準	24
	2. 指定の手続	24
	第5 指定活用団体の作成する事業計画の認可の基準及び手続に関する事項	25
	1. 認可の基準	25
	2. 認可の手続	25
30	第6 休眠預金等に係る資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項	26
	1. 成果に係る評価の意義・目的	26
	（1）評価の意義	26
	（2）評価の目的	26
	2. 民間公益活動を行う団体の評価	27
35	（1）評価の実施主体	27
	（2）評価の実施時期	27
	（3）評価方法	28
	（4）資金分配団体による継続的な進捗管理及び評価結果の点検・検証	29
	（5）評価結果等の活用	29
40	3. 指定活用団体及び資金分配団体の評価	30

4.	評価において留意すべき事項	31
	(1) 革新的な民間公益活動に対する評価	31
	(2) 民間公益活動の効果的・効率的な促進	31
	(3) 評価に係る負担の軽減	31
5	第7 その他休眠預金等に係る資金の活用に関し必要な事項	32
	1. 休眠預金等に係る資金の活用対象の範囲	32
	2. 資金分配団体が民間公益活動を行う団体を公募で選定する際に考慮すべき事項	33
	(1) 民間公益活動を行う団体の選定における審査対象及び基準	33
	(2) 審査の方法	33
10	3. 資金分配団体による民間公益活動を行う団体に対する監督	34
	4. 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体におけるガバナンス・コンプライアンス体制等	34
	5. 民間の創意と工夫が発揮される効果的な活用方法の選択の際に配慮すべき事項	34
	6. 法の全面施行から5年後における見直し	35

はじめに

我が国においては、人口減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が生じており、国民生活の質や水準への影響等、様々な社会の諸課題に直面している。

5 こうした社会の諸課題の中には、法制度や予算等の仕組み上、行政の執行になじみにくいことや、既存施策では十分な対応が困難であること等の理由から、国及び地方公共団体では対応が困難な課題がある。こうした課題については、民間の団体が中心となり、現場の実情に応じて機動的かつ柔軟にニーズを汲み取り、解決していく体制の下にその支援を促進することが望ましい。しかし、これら民間の団体の多くは立ち上げや継続・発展のための資金の不足に直面しており、課題に十分対応するまでには至っていない。

10 このため、預金者等が名乗りを上げないまま 10 年以上も入出金等が確認できない休眠預金等について、預金等の性質に照らし預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題（以下「社会の諸課題」という。）の解決を図ることを目的として、民間の団体が行う公益に資する活動（①子ども及び若者の支援に係る活動、②日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動並びに③地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動）であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することになるもの（以下「民間公益活動」という。）を促進するために活用することとした「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）」（以下「法」という。）が、平成 28 年 12 月に成立した。

20 この「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針¹」（以下「基本方針」という。）は、法第 18 条第 1 項の規定に基づき定めるものである²。

25 基本方針に即して、今後、内閣総理大臣は「休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本的な計画³」（以下「基本計画」という。）を定め（法第 19 条）、指定活用団体は「民間公益活動促進業務に関する規程」（以下「民間公益活動促進業務規程」という。）を定める（法第 23 条）こととされているほか、指定活用団体の民間公益活動促進業務⁴や資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の事業いずれを行うに当たっても基本方針に従うこと（法第 22 条第 1 項及び第 2 項）とされているとおり、基本方針は、休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用に係る制度（以下「制度」という。）の運用において根幹をなすものである。

30 本制度は我が国では前例のない、いわゆる「社会実験」である。民間公益活動を行う団体及びそれに対する支援能力を有する組織や人材が乏しいなど民間公益活動全体が未だ発展途上にある現状の下で、指定活用団体や資金分配団体自身も試行錯誤しながら本制度を開始せざるを得ないことを踏まえれば、制度開始時においては、社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例の創出を優先させ、民間公益活動の進捗状況に応じて、段階的に規模を拡大させることが適当である。

したがって、指定活用団体は、社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例を創出させ、これを事業モデルとして広く関係者に共有し、普及させていくことに重点をおいて事業を実施すべきである。併せて、社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの発展を中長期的に促す観点から、民間公益活動の担い手及びその支援の担い手の育成、ICT等の積極的な活用による効果的・効率的な成果評価の実施や情報公開の仕組み等の本制度を支える環境整備にも休眠預金等に係る資金を積極的に活用していく。

5

本制度では、公的制度のいわゆる「狭間」に位置するような取組や革新性が高いと認められる民間公益活動を行う団体等への支援を重視する。また、成果に係る目標に着目して支援対象を審査するとともに、民間公益活動を行う団体に対する非資金的支援を必要に応じて伴走型で行う支援等の多様な支援方法等の導入を促進する。

10

加えて、指定活用団体は、法に具体的に規定されている基本的業務の円滑な執行を確保した上で、民間公益活動を行う団体等における事業の進捗状況、成果、好事例及び失敗事例の要因分析、評価結果等の情報を一元化して、横断的かつ具体的に分析し、構造化された知識として整理することが望ましい。この構造化された知識を指定活用団体及び資金分配団体の業務に反映させるとともに、これをわかりやすく、使いやすい形で広く提供・公開し、民間公益活動を行う団体等が様々な場面で活用できるような知識環境を整備していくことで、効果的な手法等について広範かつ発展的な展開等を進め、社会における大きな変革（ソーシャル・イノベーション⁵⁾）の実現を目指すこととする。

15

20

第1 休眠預金等に係る資金の活用の意義及び目標に関する事項

1. 休眠預金等に係る資金を民間公益活動に活用する意義

5 我が国においては、預金者等が名乗りを上げないままとなっている休眠預金等は、払戻額を差し引いても毎年700億円程度（平成25～27年度平均）にものぼっている。

預金等は、

- （1）金融機関が、決済機能、金融仲介機能及び信用創造機能という公共的な役割を果たすための原資という側面を有する、
- 10 （2）預金等の保護に当たっては、信用秩序の維持という特別の公共性の観点から、預金保険制度等が整備され、これを背景として、預金等の受入が行われている、
- （3）広く国民が利用する、

という性格を有している。こうしたことから、法においては、休眠預金等を預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、その残余の額について民間公益活動を促進するために活用することとしている。

15 休眠預金等に係る資金を民間公益活動の促進に活用することにより、銀行等の融資による民間の事業拡大効果に準じた効果とともに行政による公共の福祉の増進効果に準じた効果が得られ、社会全体へのより大きな波及が期待される。

2. 休眠預金等に係る資金の活用の目標

20 休眠預金等に係る資金の活用を通じ、達成すべき成果、すなわち目標としては以下の2つが挙げられる。

（1）休眠預金等に係る資金の活用対象事業による社会の諸課題の解決

休眠預金等に係る資金の活用対象となりうる民間公益活動については、以下の3つの要件を満たすものであることが求められている。

- 25 ① 社会の諸課題の解決を図ることを目的とする活動
- ② 民間の団体が行う公益に資する活動
- ③ 成果を収めることにより国民一般の利益⁶の一層の増進に資することとなるもの

30 これらの要件を満たす事業に対して休眠預金等に係る資金による支援を行うことにより、民間公益活動が促進され、指定活用団体、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体が事前に定めた成果を達成することを通じ、社会の諸課題の解決が図られる。

（2）「社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組み」の構築

将来的には、休眠預金等に係る資金の活用を通じ、民間公益活動の成功事例が創出さ

れ、事業モデルとして普及していくことで、民間公益活動を行う団体やそれらを支援する資金分配団体といった民間公益活動の自立した担い手が育成されることが見込まれる。また、休眠預金等に係る資金の活用を契機として民間の資金が民間公益活動に流入するとともに、本制度の外においても民間公益活動に係る専門性の高い人材が育成されることが期待される。

5

これらにより、社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みが構築され、資金分配団体や民間公益活動を行う団体が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保し、社会の諸課題の解決に向けた取組を強化していくことができるようになれば、我が国の社会課題解決能力の飛躍的な向上が期待される。

10

第2 休眠預金等に係る資金の活用に関する基本的な事項

1. 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則

5 法第16条で定められている休眠預金等に係る資金の活用に関する基本理念等を踏まえ、休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則を以下のとおり定める。

また、この基本原則に基づき、休眠預金等に係る資金を活用する指定活用団体、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体等が、業務を遂行するにあたって踏まえるべき事項等について、基本原則ごとに示す。

10 (1) 国民への還元

原資が国民の資産であることに鑑み、休眠預金等を預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、休眠預金等に係る資金の活用成果を広く国民一般の利益の増進に資するようにする。

15 本制度は、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、それでもなお休眠預金等となった預金等について、その性質に照らし、国民一般の利益の一層の増進に資するよう民間公益活動の促進に活用するものである。指定活用団体、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体等が休眠預金等に係る資金を活用するにあたっては、こうしたことを十分に踏まえ、その成果について積極的に情報発信することで、国民の幅広い理解を得ていく必要がある。

20 (2) 共助

行政が本来行うべき施策（公助）の肩代わりではなく、共助の活動に焦点を当てた支援を行う。

25 法第16条第1項における民間公益活動の定義を踏まえると、行政が本来行うべき施策（公助）の肩代わりとして休眠預金等に係る資金を活用することを法は予定していない。休眠預金等に係る資金は、これまで既存制度において対象とされてこなかった人々が抱える課題に焦点を当て、前例のない取組や公的制度のいわゆる「狭間」に位置するような取組、社会の諸課題と一般に認識されていないために対応が遅れている分野を中心に、共助の活動に焦点を当てた支援に活用する。

30 なお、短期間で解決できる分野や数値化された成果が出やすい分野に偏ることなく、解決に時間を要する分野や従来より定量的な成果が出にくいとされてきた分野にも活用されるよう配慮する。

35

(3) 持続可能性

民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間の資金を自ら調達できる環境の整備に資するよう休眠預金等に係る資金を活用し、社会の諸課題が自律的かつ持続的に解決される仕組みを構築する。

5 民間公益活動の自立した担い手を育成するため、指定活用団体及び資金分配団体においては、民間公益活動を行う団体との間で達成すべき成果と支援の出口について事前に合意した上で、一定の期間を区切った支援を行うこととし、休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みを構築する。なお、支援の出口としては、例えば、事業の自走化⁷、助成、貸付け又は出資を行う側と受ける側との間で事前に合意した成果の実現、公的施策としての制度化等、多様な形が想定される。

10 資金分配団体は、民間公益活動を行う団体に対し、事業の成果をより確実なものとし、その団体の自立性を高めていくため、資金支援だけではなく、事業実施に係る経営支援等の非資金的支援を必要に応じて外部の団体や専門家とも連携しつつ支援対象の団体に寄り添って支援する伴走型で提供することにより、組織の能力強化（キャパシティ・ビルディング）を図っていく。

15 資金分配団体や民間公益活動を行う団体は、民間の資金や人材を確保する観点から、自らの活動の社会的意義や成果を対外的に積極的に発信し、その理解を広めていくことで、休眠預金等に係る資金を梃子に民間の資金を調達できるようにすることが求められる。特に、民間公益活動への資金提供に民間の資金が流入する上での障壁として、民間公益活動における様々な制約⁸や社会的投資市場の未整備等があるため、指定活用団体は、休眠預金等に係る資金を活用してリスクを低減させること等により、民間公益活動の担い手が自立的に必要な資金を調達できるように必要な環境整備を進める。

20 こうした取組を通じて、社会の諸課題が自律的かつ持続的に解決される仕組みの構築を促進する。

25

(4) 透明性・説明責任

指定活用団体、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体並びに政府の各主体は、成果を含めたあらゆる情報を国民に分かりやすい形で公表し、説明責任を果たす。

30 本制度は、休眠預金等に係る資金の活用により社会の諸課題を解決し、その成果を広く国民一般に還元することを目的としていることから、休眠預金等に係る資金の活用にあたっては、指定活用団体、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の各主体は、事後の報告書の公表にとどまらず、事業の進捗状況や成果の可視化等を通じ、可能な限りあらゆる情報を国民に分かりやすい形で公表すること等、情報開示を徹底し、本制度全体の透明性の確保に努めるとともに、関係者との対話等様々な機会を捉えて広く意見を聴くよう努める。

35

(5) 公正性

利益相反の防止等の徹底により、休眠預金等に係る資金の活用を公正に実施する。

5 休眠預金等に係る資金の活用が公正に実施されるよう、休眠預金等に係る資金の活用に係る全ての段階において利益相反の防止や不正の防止及びその早期発見のために必要な措置を講ずる。また、休眠預金等に係る資金の活用に係る全ての者は、公正性に疑念を持たれることのないよう行動することが求められる。

10 万が一不正が生じた場合には、その原因を究明し、不正の原因者に対して法令等に基づく厳正な処分を行うとともに、実効性ある再発防止策を講ずるほか、原因及び対処経過等に関して公表する。

(6) 多様性

優先的に解決すべき社会の諸課題及びその解決策は地域や分野等によって多様であることに十分配慮する。

15 指定活用団体及び資金分配団体が、民間公益活動を行う団体を選定するに当たっては、優先的に解決すべき社会の諸課題及びその解決策は、地域や分野等によって多様であることに十分配慮する。

(7) 革新性

20 各法令や公的制度のいわゆる「狭間」に位置している取組、前例のない取組等を対象に、多様な手法を用い、柔軟かつ効果的・効率的に休眠預金等に係る資金を活用し、その成果のより広範かつ発展的な展開等を進めることにより、ソーシャル・イノベーションを実現する。

本制度では、公的制度のいわゆる「狭間」に位置するような取組や革新性が高いと認められる民間公益活動を行う団体等への支援を重視する。

25 指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の活用に当たって、資金分配団体とともに社会の諸課題の解決に挑戦する担い手を支えるインキュベーター（事業が軌道に乗るまでの間、必要な経営支援等を行う主体）及びアクセラレーター（事業の成長を加速化させるために必要な支援を行う主体）の役割を担うこととし、社会における大きな変革（ソーシャル・イノベーション）の創出及びそのための革新的手法の開発、普及・実装を図る。

30

(8) 成果最大化

一定のリスクを許容しつつ、社会の諸課題の解決に大きな成果を出すことが見込まれる事業を積極的に支援することにより、本制度全体でみた成果の最大化を図る。

35 社会の諸課題の解決に大きな成果を出すため、指定活用団体及び資金分配団体は、財

務的なリスクだけでなく、期待された社会的成果が達成されないリスク等の民間公益活動に特有のリスクを適切に管理することが重要である。

- 5 その上で、指定活用団体は、着実に社会の諸課題の解決に成果を出すことが見込まれる事業と目標の達成確率は低い（ハイリスク）ものの、実現すれば社会に大きな変革（ソーシャル・イノベーション）をもたらすような革新的な事業とを適切な割合で組み合わせ実施することにより、本制度全体としての成果の最大化を図る。

(9) 民間主導

- 10 本制度の運用に当たっては、指定活用団体を中心に、各関係主体間の連携の下に民間主導で行い、行政の過度な干渉を避け、民間の発意を尊重する。

法第 16 条第 5 項において民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮することとされている趣旨を踏まえ、行政においては過度な干渉を避け、民間の団体が現場の実情に応じて機動的かつ柔軟に社会の諸課題の解決に向けて取り組むことができるよう、民間の発意を尊重する必要がある。

- 15 その際、より大きな社会的成果を創出するため、指定活用団体や資金分配団体が中心となって、分野の垣根を越えて様々な立場の関係者が目標・成果を共有した上で連携して事業に取り組む集合的インパクト⁹の取組を促進する。

2. 各主体の役割

(1) 指定活用団体の担うべき役割

5 指定活用団体は、民間公益活動の促進に資することを目的とする一般財団法人であつて、民間公益活動促進業務に関して法第 20 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる「指定の基準」に適合すると認められるものとして、内閣総理大臣（主務官庁たる内閣府）が全国に一団体に限って指定するものである。

10 指定活用団体は、預金保険機構から休眠預金等交付金を受けて、民間公益活動促進業務を実施するとともに、助成又は貸付けを行った資金分配団体等を監督する（法第 21 条及び第 22 条第 3 項）。一方、指定活用団体は、内閣総理大臣の監督¹⁰を受けるとともに、休眠預金等活用審議会（以下「審議会」という。）により民間公益活動促進業務の実施状況について監視を受ける（法第 35 条第 2 項第 6 号）。

このように、指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の活用に関する事業の実施主体であり、資金分配団体に対する監督を通じて、民間公益活動を行う団体の事業の監督に係る一義的な責任を負っている。

15 その上で、法第 16 条に規定される休眠預金等に係る資金の活用に関する基本理念を実現していくためには、指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の分配・管理等の法で規定された役割にとどまらず、民間公益活動の好事例を積極的に創出・共有し、展開・発展させることで、社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築を促進する役割も担う必要がある。

20 以上を踏まえると、指定活用団体の担うべき具体的な役割は以下のとおりである。

- ① 我が国における社会の諸課題を分析し、優先的に解決すべき課題を提示する。
- ② 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体に対し、最適な資金支援を行う。
- ③ 我が国の社会の諸課題の解決に挑戦する担い手を支えるインキュベーター及びアクセラレーターの役割を担う。
- 25 ④ 必要に応じ、外部の団体や専門家とも連携しつつ資金分配団体に対し非資金的支援を伴走型で行う。
- ⑤ 民間の創意・工夫が引き出されるような支援を行うことで、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進し、普及させる。
- 30 ⑥ 民間公益活動に係る事業が適正に遂行されるよう、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体を監督する。
- ⑦ 休眠預金等に係る資金の活用状況や成果等について積極的に公開、周知・広報することを通じ、本制度への国民の理解を得るよう努めるとともに、多様な民間の団体等の一層の参画を促す。
- ⑧ 資金分配団体の活動状況の分析を通して、民間公益活動全体の状況を把握する。
- 35 ⑨ 地域・分野等ごとの実情を踏まえつつ、集積された成功事例や失敗事例を横断的

かつ具体的に分析し、その結果を活動の現場に反映させる。

- ⑩ 民間公益活動の担い手が必要な資金を自立的に調達できるように必要な環境整備を進め、もって市場の発展を促す。

5 (2) 資金分配団体に期待される役割

資金分配団体は、民間公益活動を行う団体に対し助成、貸付け又は出資を行う団体であって、助成、貸付け又は出資の実施に必要な資金について、指定活用団体から休眠預金等に係る資金を原資とする助成又は貸付けを受けるものであり、その決定は、公募の方法により行われる（法第19条第2項第3号ロ及び第22条第5項）。

- 10 資金分配団体は、民間公益活動を行う団体に対して資金支援を行うという法で規定された役割にとどまらず、革新的な手法による資金の助成、貸付け又は出資や事業実施に係る経営支援¹¹や人材支援といった非資金的支援を必要に応じ伴走型で行うこと等を通じ、民間公益活動の自立した担い手を育成する中心的な役割を担うことが期待される。

- 15 また、社会の諸課題は地域や分野ごとに様々であり、民間公益活動を行う団体が行う解決のための手法も多種多様であることから、休眠預金等に係る資金の活用に当たっては、特定の社会の諸課題の分野や地域の実情等に精通した資金分配団体を經由することにより、民間公益活動を行う団体に対し適切に必要な支援が行われることが期待される。

以上を踏まえると、資金分配団体に期待される役割は以下のとおりである。

- 20 ① 指定活用団体が提示した優先的に解決すべき課題を踏まえ、地域・分野等ごとの実情と課題を俯瞰的かつ具体的に把握・分析し、案件の発掘・形成を積極的に行う。
- 25 ② 社会の諸課題の効果的・効率的な解決に向け、「包括的な支援プログラム」（詳細は後記第3の1.（1）①b）において示す。）を企画・設計し、これに基づき、民間公益活動を行う団体を公募により選定し、資金支援及び非資金的支援を必要に応じ伴走型で提供する。
- 30 ③ 民間公益活動を行う団体の事業の特性及び発展段階を踏まえつつ、革新的手法により資金の助成、貸付け又は出資を行うこと等を通じ、民間公益活動の自立した担い手の育成を図る。
- ④ 民間公益活動が適切かつ確実に遂行されるように、民間公益活動を行う団体に対する必要かつ適切な監督を行う。
- 35 ⑤ 民間の創意・工夫の発揮を促すように支援を行うことで、社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実装する。
- ⑥ 民間公益活動を行う団体に対して現地調査を含む継続的な進捗管理及び成果評価の点検・検証を実施し、その評価結果等の有効活用を促す。
- ⑦ 民間企業や金融機関等の民間の資金を民間公益活動に呼び込むための具体策を策定し、実施する。

(3) 民間公益活動を行う団体に期待される役割

民間公益活動を行う団体¹²は、法第16条第1項に規定される民間公益活動を行うものであって、その活動の実施に必要な資金について資金分配団体から休眠預金等に係る資金を原資とする助成、貸付け又は出資を受けるものであり、民間公益活動を行う団体の決定は、公募の方法により行われる(法第19条第2項第3号イ及び第22条第5項)。

また、社会の諸課題は現場から上がってくることが多いことから、民間公益活動を行う団体には、事業の実施により社会の諸課題を解決するだけでなく、そうした課題を可視化するとともに、現場のニーズ等を資金分配団体等にフィードバックし、本制度の改善につなげていくことも期待される。

以上を踏まえると、民間公益活動を行う団体に期待される役割は以下のとおりである。

- ① 行政の縦割りに「横串」を刺す、あるいは公的制度のいわゆる「狭間」に位置している具体的な社会の諸課題を抽出し、可視化する。
- ② 成果に着目しつつ休眠預金等に係る資金を効果的・効率的に活用し、社会の諸課題の解決に向けた取組を推進する。
- ③ 民間の創意・工夫を十分に活かし、複雑化・高度化した社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実践する。
- ④ 自ら行う民間公益活動の成果評価を実施し、民間公益活動の見直しや人材等の資源配分への反映等、民間公益活動のマネジメントの中で評価を有効に活用する。
- ⑤ 現場のニーズや提案、事業成果等を指定活用団体や資金分配団体にフィードバックすることにより、本制度の一層の改善につなげる。

(4) 行政の役割

① 国

休眠預金等に係る資金の活用にあたっては、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるよう、国の関与は最小限にとどめるという考え方に立っている。

その観点から、内閣総理大臣は、基本方針及び基本計画の策定と指定活用団体の指定及び監督¹³等を行う(法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項ほか)。

② 休眠預金等活用審議会

審議会は、内閣総理大臣の基本方針及び基本計画の策定や指定活用団体の事業計画及び収支予算の認可に際し、あらかじめ意見を述べるほか、これらの事項や休眠預金等に係る資金の活用に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対して意見を述べる(法第35条第2項第1号～第5号)。

加えて、指定活用団体が行う民間公益活動促進業務の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に勧告する（法第 35 条第 2 項第 6 号）。

③ 地方公共団体

- 5 地方公共団体は、休眠預金等に係る資金の活用には直接関与しないものの、民間公益活動を行う団体及び多様な関係者の間をつなぐコーディネーターとしての役割を果たすことが期待される¹⁴。また、民間公益活動を行う団体が、社会の諸課題を把握し民間公益活動を円滑に実施できるよう、地方公共団体は、民間公益活動を行う団体や関係団体等が社会課題の解決に向けて集まる場を提供すること等により民間公益活動を行う
- 10 団体と連携・協働することが望ましい¹⁵。その際、あくまでも民間の発意を尊重することが重要である。

第3 休眠預金等に係る資金の活用目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項

1. 指定活用団体の業務

- 5 法第 21 条第 1 項の規定に基づき指定活用団体が行う業務（民間公益活動促進業務）は、同項第 1 号から第 5 号までに規定されている業務と、これらの業務に附随する業務（同項第 6 号）とがある。以下では、第 2 の 2.（1）で示した指定活用団体の役割を踏まえてその業務として法に具体的に規定されている業務（以下「基本的業務」という。）と、法には具体的に明記されていないものの、法第 16 条に規定されている休眠預金等
10 に係る資金の活用に関する基本理念に照らし、指定活用団体における民間公益活動促進業務の適正な実施に当たって行うことが期待される業務（以下「業務の充実に向けて期待される業務」という。）に分けて示す。

(1) 基本的業務

15 ① 資金分配団体の選定等

a) 「優先的に解決すべき社会の諸課題」の把握・分析及び決定

- 20 社会の諸課題は社会的に認識されていないものも含め、多種多様であり、複雑化している。したがって、限られた休眠預金等に係る資金を公正かつ効率的に活用するため、指定活用団体において我が国が抱える社会の諸課題を把握し、分析した上で、「優先的に解決すべき社会の諸課題」を決定する必要がある。その際、資金分配団体や民間公益活動を行う団体との相互主体的な関係の下、現場からの意見やニーズについても十分考慮しなければならない。

- 25 また、指定活用団体は、優先的に解決すべき社会の諸課題に関し、適切な成果目標の設定を含めその解決に向けた全体的な方針を決定し、事業年度ごとに作成する事業計画において明示しなければならない。

b) 資金分配団体の選定

- 30 指定活用団体は、資金分配団体の選定の基準等の事項を定めた民間公益活動促進業務規程をこの基本方針に即して定め、資金分配団体の決定を法に基づき公募の方法により行う（法第 22 条第 5 項並びに第 23 条第 1 項及び第 2 項）。

指定活用団体は、資金分配団体を選定するに当たり、最初に資金分配団体の公募に申請する団体（以下「選定申請団体」という。）が、公正かつ適確に業務を実施するに足りる組織体制等を有していることを確認しなければならない¹⁶。

- 35 その上で、選定申請団体が提出する包括的な支援プログラム（資金支援と事業実施に係る経営支援等の非資金的支援（必要に応じて伴走型で提供）とを一体とし、その

支援の対象や方法等をまとめたもの) の内容について、以下のア) からウ) までに示すとおり審査しなければならない。

なお、非資金的支援の提供方法等については、あらかじめ固定化するのではなく、民間公益活動を行う団体の要望や状況に応じてより最適化した形で必要な非資金的支援を提供することが望ましい。

5

ア) 選定における審査対象及び基準

指定活用団体は、資金分配団体を選定するに当たり、包括的な支援プログラムについて、以下の事項に関し必要な基準を定め、審査しなければならない。

10

・民間公益活動を行う団体を選定するに当たり、民間公益活動を行う団体が作成する民間公益活動の実施に関する計画において、達成すべき成果、資金分配団体による支援の出口及び支援期間等の明示を求める旨を確認することとしていること

15

・休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組み（例えば、支援の出口を見据えた上での事業活動の発展段階に応じた支援方法¹⁷や事業の評価に応じた資金提供方法、事業としての持続可能性を向上させるための手法、事業の特性に応じた民間の資金の出し手等からの資金提供を受けることを条件とした支援実施等）が組み込まれていること

20

・民間公益活動を行う団体に対し非資金的支援を必要に応じ伴走型で提供することとしていること

・包括的な支援プログラムを適確に実施するに足る能力を有すること¹⁸（ただし、資金分配団体が単独で非資金的支援を提供できない場合には、非資金的支援の提供が可能な団体等との連携による包括的な支援プログラムの作成・提出も可能とする。）

25

また、指定活用団体は、民間公益活動に係る情報を積極的に収集して、助成、貸付け又は出資の対象となり得る民間公益活動の案件を発掘・形成するための調査及び研究を行うこととしている選定申請団体を優先して資金分配団体として選定することが望ましい。

イ) 審査の方法

30

指定活用団体は、以下に示す方法により資金分配団体を選定するための審査を行わなければならない。

・選定の基準及び評価の観点等を事前に公表すること等により、審査における透明性・客観性の確保に努めること

35

・審査に当たっては、第三者に対する意見聴取等により専門的な知見等も取り入れつつ、理事会等の意思決定機関において資金分配団体の決定を行い、責任の所在を明確にすること

- ・ 資金分配団体の選定に係る審査を行う者について、選定申請団体との間に利害関係を有する場合にはその者を当該選定申請団体の審査から除く措置等、利益相反を防ぐための措置を講じること等により、審査における公正性を確保すること
- 5 ・ 選定結果及び選定理由等の公開等により、国民に対する説明責任を果たし、透明性を確保すること。ただし、選定申請団体のアイディアやノウハウに係る部分について非公表とすること等、選定申請団体の権利その他正当な利益を損ねないよう留意すること
- 10 ・ 審査の結果、選定されなかった選定申請団体に対しては、その理由を開示するとともに、可能な限り改善すべき点を示すこと等により、民間公益活動の潜在的な担い手の育成につながるよう配慮すること

ウ) 選定における留意事項

- 15 指定活用団体は、資金分配団体を選定するに当たり、以下の事項に留意しなければならない。
- ・ 資金分配団体の選定に当たっては、社会的成果の最大化の観点から行うこと
 - ・ 社会の諸課題やそれを解決するための手法の多様性に対応できるようにする観点から、大都市その他特定の地域に偏らないよう配慮するほか、分野別、助成・貸付け・出資別等について十分考慮すること

20

② 資金分配団体に対する助成等

- 25 指定活用団体は、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体に対し貸付けを行うことは、法上は可能であるが、民間公益活動全体の現状及び指定活用団体や資金分配団体自身も試行錯誤しながら本制度を開始せざるを得ないことを踏まえ、指定活用団体が行う資金提供は、当分の間は、資金分配団体への助成のみとする。これをもって資金分配団体が民間公益活動を行う団体に対して助成、貸付け又は出資を実施することにより、資金分配団体等を育成しつつ本制度を確立させることを優先すべきである。

a) 休眠預金等に係る資金の助成

- 30 指定活用団体が、資金分配団体に対して助成を行うに当たっては、以下の方針に基づき実施しなければならない。
- ・ 社会的成果の最大化を目指した最適な資金のポートフォリオ（配分の組合せ）をあらかじめ設定した上で、資金分配団体に対し助成を行うこと
 - ・ 当該資金分配団体に対する助成の方法を選択するに当たっては、資金分配団体が
- 35 策定する包括的な支援プログラムの内容を踏まえること

- ・期待された社会的成果が達成されない場合もあり得るという民間公益活動特有のリスクを含め、適切な資金のリスク管理を行うこと
- ・社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するため、資金分配団体等の創意と工夫が引き出されるように、必要に応じて外部の団体や専門家とも連携しつつ非資金的支援を行うこと
- ・資金分配団体の事業の特性に応じ、民間企業や民間金融機関といった民間の資金の出し手等からの資金提供を受けることを条件とした支援の実施を図るよう努めること

5

10 b) 継続的な進捗管理と成果評価の点検・検証

指定活用団体は、我が国の社会の諸課題の解決に挑戦する担い手を支えるインキュベーター及びアクセラレーターの役割を担うため以下の事項を適切に実施できる体制等を備えなければならない。

- ・資金分配団体から、民間公益活動の進捗状況について、定期的にあらかじめ設定された期日において報告を受けることに加え、課題ごとに資金分配団体に対して現地調査を含む継続的な進捗管理や必要な協力・支援・助言等を行うとともに、成果評価の点検・検証を行い、成果の達成状況を包括的に把握すること
- ・集約された情報を生かしつつ、個々の資金分配団体等の状況等により必要に応じて、外部の団体や専門家とも連携しつつ非資金的支援を伴走型で行う、又は外部の専門家や団体の紹介等を行うこと

15

20

③ 資金分配団体に対する監督等

a) 資金分配団体に対する監督

法第 22 条第 3 項の規定を踏まえ、指定活用団体は、資金分配団体において休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されるよう監督するため、以下の措置を講じなければならない。また、その措置を講じるために必要な事項を民間公益活動促進業務規程に規定した上で、公募要領等に定めるとともに、資金提供に係る契約（以下「資金提供契約」という。）であって、指定活用団体と資金分配団体との間で締結するものに定めなければならない。

25

30

35

- ・指定活用団体は、資金分配団体に対して、報告徴収、立入検査並びに不正があった場合における選定の取消し及び助成を行った資金の返還等の必要かつ適切な監督のための対応をとること
- ・資金分配団体において休眠預金等に係る資金の流用や不正使用等の実態が明らかになった場合は、指定活用団体は、不正の原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策の策定並びにその内容の公表等の必要な措置を講じること
- ・選定を取り消され、その取消の日から一定期間を経過しない団体は、資金分配

団体として選定しないこと

- 5 指定活用団体が資金分配団体を選定する際に確認した資金分配団体における業務の公正かつ適確な遂行を担保するために必要なガバナンス・コンプライアンス体制等の整備等について、資金分配団体における履行を担保するための措置を講じること
- 資金分配団体が民間公益活動を行う団体を監督するに当たり必要な事項（不正による助成、貸付け又は出資の返還を含む。）が、資金分配団体の作成する公募要領や、資金分配団体と民間公益活動を行う団体との間で締結する資金提供契約に明記されることを確認すること

10

b) 選定を取り消された資金分配団体の事業等の承継

不正により選定を取り消され、助成金を返還した資金分配団体の事業並びに財産及び負債（指定活用団体から助成を受けた事業並びに当該事業に係る財産及び負債に限る。）は、他の資金分配団体に承継させることを原則とし、やむを得ない場合に限り指定活用団体が承継する。そのために必要な事項を指定活用団体は民間公益活動促進業務規程に規定し公募要領等に定めるとともに、指定活用団体及び資金分配団体との間の資金提供契約に定めなければならない。

15

④ 休眠預金等交付金の受入れ

指定活用団体は、法第8条、第21条第1項第3号、第27条第1項及び第2項、第28条、第29条並びに第30条の規定に即して休眠預金等交付金及び運用資金を適切に取り扱うことのほか、休眠預金等交付金を原資とする予算の適正かつ効率的な執行のため、以下の措置を講じることが民間公益活動促進業務規程に定めなければならない。

20

- 25 民間公益活動促進業務に必要な経費¹⁹については、事前に明示した達成すべき成果を挙げる上で真に必要なものに限るとともに、外部監査結果の有効活用等により効率性の観点から常に精査し、その使用状況についての情報公開を徹底すること
- 30 予算に執行残が生じることが見込まれる場合にあっては、当該見込額を翌事業年度における収支予算において前年度からの繰越収支差額として組み入れること等により効果的・効率的な民間公益活動促進業務を実施すること。なお、当分の間は、法第29条第1項の趣旨を踏まえて当該見込額を同項に規定される運用資金に組み入れること

⑤ 民間公益活動の促進に関する調査及び研究

a) 案件の発掘・形成に係る調査及び研究

35

指定活用団体は、資金分配団体や民間公益活動を行う団体と連携し、全国各地の民間公益活動に係る情報を積極的に収集して、助成、貸付け又は出資の対象となり得る

民間公益活動の案件を発掘・形成するための調査及び研究を実施することが望ましい。併せて、資金分配団体や民間公益活動を行う団体による案件の発掘・形成能力の向上も図ることが望ましい。

5 b) 制度改善や活動促進に資する調査及び研究

民間公益活動の促進に向け、社会経済情勢や現場からのニーズを踏まえつつ、本制度の改善や資金分配団体や民間公益活動を行う団体における効果的な事業の実施に資するための調査及び研究を企画し実施しなければならない。また、個々の事業実施により得られた知識・情報を共有化し、他の事業等への応用を図るため、調査及び研究の成果について広く公開しなければならない。

⑥ 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動

15 a) 戦略的・効果的な啓発活動及び広報活動

休眠預金等に係る資金を民間公益活動に活用することに対する十分な国民の理解を得るとともに、国民の間に社会の諸課題に対する認知と関心を高め、民間公益活動に必要な民間の資金や専門性の高い人材等の流入を図るため、各種イベントや多様な広報媒体を通じて、本制度並びに休眠預金等に係る資金の活用状況及び成果等について、戦略的・効果的に啓発活動及び広報活動を行わなければならない。

20 b) シンボルマークの策定・活用

休眠預金等に係る資金の活用状況を可視化し透明性を確保するとともに、その実績を国民一般に周知するため、指定活用団体においてシンボルマーク（休眠預金等に係る資金を活用して実施する事業であることを示す標識）を策定しなければならない。また、資金分配団体や民間公益活動を行う団体が休眠預金等に係る資金を活用して実施する事業においてシンボルマークを表示することとし、そのために必要な事項を資金分配団体との資金提供契約に定めなければならない。

⑦ 適切な評価の実施

指定活用団体においては、本制度全体の評価の方針となる「評価指針」の策定に加え、自らの活動に対する自己評価や、制度全体に関する「社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組み」の創出という観点も含めた総合的な評価を行わなければならない。

詳細は、「第6 休眠預金等交付金に係る資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項」において示す。

35

(2) 業務の充実に向けて期待される業務

5 法に具体的に規定されている前記の(1) 基本的業務の適確な実施を担保するため、まずは指定活用団体は基本的業務に注力するべきである。この基本的業務の円滑な執行を確保した上で、民間公益活動促進業務の適正な実施に資するため、以下の業務についても民間公益活動促進業務の進捗状況等を踏まえつつ取り組んでいくことが期待される。

① 関連知識の分析・最適な組合せを図るための知識環境の整備

(法第21条第1項第4号及び第5号に係る附帯業務)

10 民間公益活動の実効性をより高めるためには、全く新しい手法を開発するだけではなく、今まで得られた知識を適切に組み合わせることにより、社会の諸課題に対する最適な解決モデルを見つけ出すことが必要である。しかし、現状では、民間公益活動に関するデータが十分に収集・蓄積されていない。

15 このため、まずは資金分配団体及び民間公益活動を行う団体から既存の民間公益活動の取組に関する情報(事業の進捗状況や評価結果等)をオンラインで収集する仕組みを整備して、民間公益活動に関する知識を収集・蓄積できるようにすることが望ましい。

20 その上で、収集・蓄積された民間公益活動の取組に関する情報を横断的かつ具体的に分析した構造化された知識として、指定活用団体及び資金分配団体の業務に反映させるとともに、これをわかりやすく、使いやすい形で広く提供・公開し、民間公益活動を行う団体等が様々な場面で活用できるような知識環境をICT等を活用して整備することが望ましい。

② 成果評価実施支援

(法第21条第1項第1号、第2号及び第5号に係る附帯業務)

25 指定活用団体は、資金分配団体と連携し、資金分配団体や民間公益活動を行う団体各々における成果志向の理解・定着、効果的・効率的な成果評価の実施及び評価結果の有効活用等を促進することが求められる。したがって、成果評価の実施が依然として十分に普及していない我が国の現状を踏まえれば、評価に係る時間と労力を軽減するため、指定活用団体は以下のような成果評価実施支援業務を行うことが望ましい。

- 30
- ・ 評価結果等の情報を構造的に整理した上で、これを広く公開し、提供すること
 - ・ 分野別や規模別といったカテゴリー別に標準化された評価ツールを提供すること
 - ・ 構造的に整理された情報や評価ツールを活用し、資金分配団体への助言や研修等を通じ、効果的・効率的な成果評価の実施を支援すること

③ 研修

(法第 21 条第 1 項第 1 号に係る附帯業務)

5 指定活用団体は、主として伴走型支援の担い手の育成に資するよう、利益相反等に留意しつつも多様な人材を幅広く受け入れることで、実務を通じた研修の場を提供することが望ましい。

また、多様な分野において活動する団体のネットワーク化を促進し、自律的に相互に学び合い協力し合うコミュニティの構築を支援するため、これらの団体に関する情報の適切な提供等を行うことが望ましい。

10 ④ 国際交流

(法第 21 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に係る附帯業務)

海外の関係機関との交流や各種国際会議への対応、海外の関係機関の要人招へい事業の実施等の国際交流を行うことが望ましい。

2. 指定活用団体における休眠預金等に係る資金の公正かつ効率的活用を担保するための体制等

5 指定活用団体は、法第 20 条第 1 項において一般財団法人であることとされており、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）において規定される体制等²⁰を整備しなければならない。これに加えて、休眠預金等に係る資金の公正かつ効率的な活用を担保する観点からは、以下の体制等を備え、民間公益活動促進業務の適確かつ公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。また、特定の目的を有して活動している既存の団体では困難な、中立的な立場を守る必要がある。

10 (1) 組織運営体制

指定活用団体は、その役割を担う上で以下の組織運営体制を整備しなければならない。

- 15 ・業務を適確に実施するために足る知識・技術を有する役職員を置くとともに、必要に応じ外部の専門家等を活用することが可能な体制とすること
- 15 ・助成に係る業務を行う部署とは別に、社会の諸課題ごとに現地調査を含む継続的な進捗管理や助言・協力・支援及び成果評価の点検・検証等の機能を適切に発揮できる体制とすること
- 20 ・資金分配団体において休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されるよう監督するために必要な専門部署を設置すること
- 20 ・ICT等の先進技術の積極的な活用等により効率的な組織運営を図ること

(2) 役職員等の構成

① 評議員会や理事会の構成等

25 休眠預金等に係る資金の原資が国民の資産であることに鑑み、指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の活用の中核を担う団体として、その業務を適確かつ公正に実施しなければならない。このため、民間公益活動促進業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る技術的基礎を有するものであるとともに、役員又は職員の構成について、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない（法第 20 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）。

30 また、休眠預金等に係る資金の原資の性質等に鑑み、会計監査人を設置しなければならない。

35 このほか、評議員会は、経済界、金融界や労働界、学識経験者²¹、マスコミ、ソーシャルセクター（公益活動に係る分野）等の幅広い分野から人材登用を図り、構成の多様化を図ることが望ましい。一方で、理事会は迅速な意思決定を図る観点から、理事の総数は必要最小限にとどめることが望ましい。

役職員については、民間公益活動促進業務を適確に行うための専門的な知識を有する者を採用した上で、効果的・効率的な人員配置とするとともに、特定の団体や分野の出身者に偏らないようにしなければならない。

5 ② 役員の選任等

指定活用団体は、利益相反の防止に資するため、役員の職歴について自己申告させた上で公開しなければならない。また、内閣総理大臣は、申告に虚偽があった場合は、法に基づき厳正に対処²²する。

10 また、利益相反の防止に関しては、指定活用団体において以下に示すような措置を民間公益活動促進業務規程に定めなければならない。

- ・評議員会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いた上で行うこと
- ・役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図ること

15 役員又は役員となることが予定される者の処罰歴の有無については、内閣総理大臣は、役員の選任の認可時に自己申告に基づき確認することとし、以後、役員の交代があった場合も同様の措置をとる。なお、その申告が虚偽であった場合は、利益相反の防止の対応と同様に厳正に対応する。

20 さらに、指定活用団体は国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）に基づく国家公務員の再就職等規制を踏まえて対応しなければならない。

(3) ガバナンス・コンプライアンス体制等

① ガバナンス・コンプライアンス体制

25 指定活用団体は、不正行為や利益相反等の自らの組織運営上のリスクを管理するためのガバナンス・コンプライアンス体制が過剰なものとならないようにしつつも、最低限、以下の組織等を設置し、措置を講じなければならない。

- ・業務の適正な実施のために、コンプライアンス施策の検討等を行う組織（外部の有識者等も参加するもの。）及びその下に実施等を担う部署を設置すること
- 30 ・評議員会及び理事会の運営規則や倫理規程、役員の報酬規程、情報公開規程等、一般的に組織の運営を公正に行うために必要な諸規程を備えること
- ・不正行為や利益相反防止のために必要な諸規程²³を備えること

② 内部通報制度の整備及び運用

ガバナンス・コンプライアンス体制を実効性あるものとするため、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン（平成28年12月9日消費者庁）」を踏まえ、指定活用団体は、内部通報制度を整備し運用しなければならない²⁴。

5

第4 指定活用団体の指定の基準及び手続に関する事項

指定の基準及び手続の詳細については以下の考え方に沿って、公募要領に定める。

5 1. 指定の基準

指定活用団体の指定に当たっては、前記第3において示した指定活用団体の業務や体制等を踏まえ、法第20条第1項各号の指定の基準²⁵により、同項の規定に基づく指定を受けようとする団体（以下「指定申請団体」という。）を審査する。

10 2. 指定の手続

指定の手続は、以下の手順に沿って行う。

- 本基本方針を踏まえて内閣府は公募要領を作成、公表する。
- 指定申請団体は、公募要領に従い指定の申請を行う。
- 15 • 指定申請団体に対し、書類及び面接による審査を実施する。面接においては、当該指定申請団体の長が指定活用団体の使命に対する強い実行・実現意志を有していること等を確認する。
- 内閣総理大臣は、審議会による審議を経た上で、指定の基準に最も適合していると認められるものを一団体選定し、指定活用団体として指定する。

- 20 また、指定の手続における公正性・透明性を確保するため、指定申請団体の特別な利害関係者²⁶は審議会による審議から除くほか、指定申請団体名及び審査結果についても公表する。ただし、指定申請団体の権利その他正当な利益を損ねないよう、指定申請団体のアイディアやノウハウ等に係る部分については公表しない。

第5 指定活用団体の作成する事業計画の認可の基準及び手続に関する事項

1. 認可の基準

5 内閣総理大臣が、法第 26 条第 1 項の規定に基づき指定活用団体の事業計画の認可を行う際には、認可申請のあった事業計画及び収支予算が基本方針及び基本計画に即したものであることを認可の基準とする。

2. 認可の手続

10 指定活用団体は、法第 26 条第 1 項の規定により、事業計画及び収支予算の内閣総理大臣の認可を受けようとするときは、当該事業年度開始の 1 月前までに（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に事業計画書及び収支予算書等を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。また、事業計画及び収支予算の変更の認可を受けようとするときは、あらかじめ変更の内容及び理由を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

15 内閣総理大臣は、指定活用団体が作成する事業計画及び収支予算を認可しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴く。事業計画及び収支予算の変更に係る認可についても同様とする。

また、指定活用団体は、法第 26 条第 1 項の規定により内閣総理大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画及び収支予算を公表しなければならない。

20

第6 休眠預金等に係る資金の活用成果に係る評価の実施に関する事項

- 5 指定活用団体、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体は、以下に示す方針に沿って、評価を実施するものとする。また、指定活用団体は、本項に示す考え方に沿って本制度全体の評価の方針を評価指針として定めなければならない。

1. 成果に係る評価の意義・目的

(1) 評価の意義

- 10 休眠預金等に係る資金の活用にあたっては、最終的に、社会の諸課題の解決を図るといふ成果を目に見える形で生み出すことが求められている。

このため、休眠預金等に係る資金を活用して実施される民間公益活動全般を対象に、プロセスの透明性や適正性の確保はもちろんのこと、事前に達成すべき成果を明示した上で、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価²⁷」を実施することで、成果の可視化に取り組まなければならない。

- 15 なお、民間公益活動の成果の評価に係る事務負担が、本来なされるべき民間公益活動の妨げにならないようにする必要がある。

(2) 評価の目的

- 20 民間公益活動の成果に関し、社会的インパクト評価を行う目的は、以下のとおりである。

- ・休眠預金等に係る資金の活用成果を積極的に情報発信することで、広く国民の理解を得ること
- ・評価結果を適切に予算や人材等の資源配分に反映することにより、民間公益活動を効果的・効率的に行うこと
- 25 ・厳正な評価を実施することにより、民間公益活動全般の質の向上、独創的で有望な革新的な民間公益活動の発掘、民間の資金や人材の獲得等を促すこと

2. 民間公益活動を行う団体の評価

(1) 評価の実施主体

本制度における民間公益活動を行う団体の評価は、評価の客観性や正当性を確保するという前提の下、その民間公益活動を行う団体が自ら評価を実施するという「自己評価²⁸」を基本とする。評価の実施主体は、事前に達成すべき成果について明示した上で民間公益活動に関するインプット（予算・人材等の資源の「投入」）からアウトプット（事業の実施により直接的に得られる「結果」）、アウトカム（事業の実施によるアウトプットがもたらす「成果」）に至る情報を体系的に収集し、ロジック・モデル²⁹等の形で相互に接続するとともに、必要な情報を収集・分析し、評価を実施しなければならない。

民間公益活動を行う団体は、資金分配団体とあらかじめ合意した上で、民間公益活動のうち、大規模なもの、重要なものや国民的な関心が高いもの等については、「外部評価」や「第三者評価」を行うことにより、評価の信頼性及び客観性を確保しなければならない³⁰。なお、その場合には、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が加わらないようにし、利害関係者が入らざるを得ない場合には、民間公益活動を行う団体は、利害関係者の氏名とその理由を明確にしなければならない。

評価の実務経験が少ない団体が評価を行う場合には、その評価に必要な専門性を補完・確保するため、資金分配団体は、必要に応じて、評価の専門家による評価の技術支援や研修、進捗管理等の評価実施支援を行わなければならない。

(2) 評価の実施時期

評価には、その実施時期から見て、

- ① 民間公益活動を行う団体が休眠預金等に係る資金を活用して事業を実施する前に、事業の必要性・妥当性を判断するために実施する「事前評価」
- ② 複数年度にわたり休眠預金等に係る資金を活用して実施する事業について、成果の進捗状況を把握し、事業活動や予算・人材等の資源配分の見直しを行うために、一定期間ごとに実施する「中間評価」
- ③ 休眠預金等に係る資金の活用が終了した後に、成果の達成状況や事業の妥当性の検証を行うために実施する「事後評価」
- ④ 解決に時間を要する社会課題に係る事業の場合に、休眠預金等に係る資金の活用終了後しばらく経過した後に、事業の副次的成果や波及効果等の把握、過去の評価の妥当性等の検証等を行うために実施する「追跡評価」

がある。

これらの評価の実施の要否や実施時期については、民間公益活動を行う団体が、民間公益活動の目的・目標や規模、支援期間、性格、評価に係る負担等を考慮し、あらかじめ決定し、公表しなければならない。その際、民間公益活動を行う団体は、それぞれの

評価の目的、評価方法、評価結果の活用方策等を有機的に連携させることで、時系列的な評価に連続性と一貫性をもたせなければならない。

(3) 評価方法

- 5 民間公益活動を行う団体は、評価における公正性、信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価が実施されるよう、以下の点を踏まえ、あらかじめ評価の目的及び評価方法を明確かつ具体的に設定しなければならない。

① 評価の観点

- 10 民間公益活動を行う団体については、民間公益活動による成果だけでなく、民間公益活動の革新性等も含めて、総合的に評価を行わなければならない。

② 評価方法の選択

- 15 社会的インパクト評価の具体的な評価の実施方法や内容は、分野や個々の組織・団体が実施する事業、評価の目的、利害関係者のニーズ等によって、多種多様である。しかし、個々の組織・団体が著しく異なる方法で評価を実施すれば、評価に対する比較可能性や、ひいては信頼性そのものが失われてしまい、評価の意義や効果が損なわれることになる。

- 20 このため、評価の方法に多様性を確保しながらも、指定活用団体が定める評価指針にのっとり、評価を実施する必要がある。

③ 評価項目・評価基準の設定

- 25 民間公益活動を行う団体は、評価における信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価を実施するために、事前に、民間公益活動の特性や評価の目的等に応じて、適切な評価項目・評価基準を明確かつ具体的に設定しなければならない。その際、評価の客観性を確保する観点から、測定可能で効果があったと証明できるアウトカム指標を設定することが重要である。このため、アウトカム指標は定量的指標を基本とするが、評価対象によっては、定性的指標と定量的指標との併用等、定量的な尺度に偏りすぎることのないように留意する必要がある。

- 30 なお、長期間にわたって民間公益活動が実施される場合には、次のいずれかを行わなければならない。

- a) 短期目標を定めた上でその時点の到達度を評価してから次の段階に進む方法を導入する。
- b) 一定期間ごとの中間評価の実施等により、民間公益活動期間中の情勢の変化や目標の達成状況、進捗状況の把握をしやすくする。
- 35

a)、b)それぞれのタイミングで、目標の再設定や事業の加速・中止も含めた事業変更の検討を行う必要がある。

(4) 資金分配団体による継続的な進捗管理及び評価結果の点検・検証

5 ① 継続的な進捗管理

資金分配団体は、民間公益活動を行う団体が着実に成果を挙げているかを継続的に把握し、事業の遂行を促すために、民間公益活動を行う団体に対して、現地調査を含む民間公益活動の継続的な進捗管理を実施し、必要な協力・支援・助言等を行わなければならない。

10 なお、民間公益活動の進捗状況を把握するために必要な指標は、評価の基準として取り扱う評価指標とは適切に分けて取り扱う必要がある。

② 評価結果の点検・検証

15 評価結果の点検・検証に際しては、その評価の妥当性・客観性を担保するために、以下のことが求められる。

民間公益活動を行う団体は、自己評価を行った場合には、「評価報告書」を作成し、資金分配団体に報告しなければならない。資金分配団体は、民間公益活動を行う団体の「評価報告書」の妥当性・客観性について点検・検証を行わなければならない。

20 資金分配団体は、民間公益活動を行う団体に対する継続的な進捗管理及び評価結果の点検・検証を行うために必要な事項を、公募要領及び民間公益活動を行う団体との資金提供契約に盛り込まなければならない。

(5) 評価結果等の活用

25 民間公益活動に休眠預金等に係る資金を活用していることについて国民に対し説明責任を果たすとともに、民間公益活動の成果に係る評価の公正性と透明性を確保し、民間公益活動の成果や評価結果が社会において広く活用されるように、民間公益活動を行う団体は、評価結果を国民に分かりやすい形で積極的に公表しなければならない。

30 資金分配団体は、民間公益活動を行う団体の評価結果の点検・検証を行った場合には、点検・検証結果を国民に分かりやすい形で積極的に公表するほか、当事者からの求めに応じて点検・検証結果を開示することが望ましい。

3. 指定活用団体及び資金分配団体の評価

指定活用団体及び資金分配団体は、2. (1) から (3) までに準じて適切に自己評価を実施しなければならない。その際、資金分配団体については、資金分配団体が助成、貸付け又は出資を行った民間公益活動を行う団体による成果だけでなく、資金分配団体自身の活動³¹も含めて、総合的に評価を行わなければならない。また、指定活用団体については、個別の民間公益活動による社会的成果の拡大だけでなく、社会の諸課題の解決の担い手が育成され、資金分配団体・民間公益活動を行う団体も含めた社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの創出という観点も含めて、総合的に評価を行う必要がある。

5

10

指定活用団体及び審議会は、2. (4) に準じて継続的な進捗管理及び評価結果の点検・検証を実施しなければならない。その際、指定活用団体は、資金分配団体から、民間公益活動の進捗状況について、定期的に報告を受けるとともに、資金分配団体に対して、現地調査を含む継続的な進捗管理を実施し、必要な協力・支援・助言等を行わなければならない。また、審議会は、指定活用団体から、民間公益活動促進業務の進捗状況について、定期的に報告を受けるとともに、指定活用団体が実施する本制度に係る総合的な評価について点検・検証を行い、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に勧告する。

15

20

指定活用団体及び資金分配団体は、2. (5) に準じて評価結果を国民に分かりやすい形で積極的に公表しなければならない。その際、指定活用団体は、自らの評価結果だけでなく、資金分配団体や民間公益活動を行う団体の評価結果についてもまとめて閲覧できるようにしなければならない。この場合、個人情報や知的財産の保護等に配慮しつつ、評価の結論だけでなく、民間公益活動の目標、実施内容、得られた成果、さらに、評価結果による新たな民間公益活動の展開等も含めて、分かりやすくまとめて公表しなければならない。

25

4. 評価において留意すべき事項

(1) 革新的な民間公益活動に対する評価

革新的な民間公益活動とは、一般的に、目標の達成確率は低い(ハイリスク)ものの、実現すれば社会に大きな変革(ソーシャル・イノベーション)をもたらすような民間公益活動である。したがって、革新的な民間公益活動を他の民間公益活動と同じ評価項目・評価基準で評価することは好ましくない。解決手法の柔軟性・自由度を確保し、ソーシャル・イノベーションの実現を目指すため、革新的な民間公益活動に対する評価においては、達成すべき成果を事前に明示しつつも、社会情勢の変化や民間公益活動の進捗状況に応じ、目標やアプローチ等の妥当性について絶えず検証し見直す必要がある³²。また、ハイリスクであることを前提として、仮に、目標どおりに成果が得られなかった場合においても、その要因分析を着実にを行い、その結果を以後の民間公益活動に生かすほか、革新性について積極的に評価することに加え、技術的な限界、ノウハウ、副次的成果や波及効果等を積極的に評価しなければならない。

(2) 民間公益活動の効果的・効率的な促進

民間公益活動の評価はそれ自体を目的とするのではなく、成果の実現を目指して、その評価結果を、民間公益活動の見直しや人材等の資源配分、さらには新たな民間公益活動の企画立案への反映等、民間公益活動のマネジメントの中で有効に活用する必要がある³³。

(3) 評価に係る負担の軽減

成果を把握するために必要な評価を行うことは重要であるが、評価の実施には、費用のほか時間や労力も含めて相当なコストを要するのも事実である。評価に関するコストは、本来、事業の実施主体自身が負担することが望ましい。ただし、社会的インパクト評価が依然として普及していない我が国の現状及び休眠預金等に係る資金の活用成果に関し国民に対する説明責任が強く求められていることに鑑み、指定活用団体は、標準化された評価ツールを提供し、資金分配団体や民間公益活動を行う団体における効果的・効率的な成果評価の実施を支援するとともに、資金分配団体や民間公益活動を行う団体が社会的インパクト評価を実施する際に外部の評価専門家への相談が可能となるような仕組みを検討することにより評価に係る時間と労力の軽減を図ることが望ましい。その際、当分の間はこれにかかる経費についても休眠預金等に係る資金の活用対象に含める必要がある。

第7 その他休眠預金等に係る資金の活用に関し必要な事項

1. 休眠預金等に係る資金の活用対象の範囲

5 助成、貸付け又は出資の対象とする経費の具体的範囲については、指定活用団体が基本方針や基本計画を踏まえ策定する諸規程等に基づいて、指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体それぞれの間の個別の資金提供契約において決定されるものとする。指定活用団体が諸規程等を策定する際には、民間の団体の創意と工夫を生かすために休眠預金等に係る資金の柔軟な活用を図る観点から、従来の行政による補助金等では一般的にカバーされてこなかった民間公益活動の実施に係る人件費や設備備品費

10 や、資金分配団体や民間公益活動を行う団体自らの成果評価の実施に係る経費等についても、内容を十分に精査し、それぞれが事前に明示した達成すべき成果を挙げる上で合理的に必要と認められる範囲内において対象とすることが望ましい。その際、特に助成、貸付け又は出資の対象とする人件費の水準については、国民・住民の理解が得られるよう情報公開を徹底しなければならない。

15 また、指定活用団体による資金分配団体への助成の対象には、資金分配団体が民間公益活動を行う団体に助成、貸付け又は出資を行う資金に充当する経費のみならず、休眠預金等に係る資金の活用に当たり資金分配団体自身において必要となる経費、例えば資金分配団体における民間公益活動を行う団体に対する非資金的支援を提供するために必要な専門性等を確保するための経費等についても、上記と同様の観点から対象とすることが望ましい。

20

加えて、休眠預金等に係る資金の柔軟な活用を図る観点から、民間公益活動を行う団体が資金分配団体の承認を得ることなく費用間流用が可能となる範囲についても、指定活用団体が基本方針や基本計画を踏まえ策定する諸規程等に基づき、資金分配団体と民間公益活動を行う団体との間の資金提供契約においてあらかじめ定めなければならない。

25

なお、指定活用団体は、内閣総理大臣の指定を受け次第、直ちに本制度の運用開始に向けた本格的な準備に取り組む必要がある。このため、指定申請団体は、指定申請時において運用開始に向けた準備行為の内容、準備に要する費用の見込額及びその根拠を明示した書類を提出し、内閣総理大臣はこれらを含めて指定申請団体の審査を行う。その上で、指定活用団体の指定を受けた場合には準備に要した費用について休眠預金等交付金の対象に含める。

30

2. 資金分配団体が民間公益活動を行う団体を公募で選定する際に考慮すべき事項

資金分配団体が公募の方法により民間公益活動を行う団体を選定するに当たっては、民間公益活動を行う団体の選定の基準、助成、貸付け又は出資の申請及び決定の手続その他助成、貸付け又は出資の方法を公募要領等に定めなければならない。

5

(1) 民間公益活動を行う団体の選定における審査対象及び基準

10 資金分配団体が民間公益活動を行う団体を選定するに当たっては、民間公益活動の実施に関する計画や、その計画の実施体制、後記第7の4. において示すガバナンス・コンプライアンス体制等に関する事項を審査対象としなければならない。このうち、民間公益活動の実施に関する計画にはロジック・モデル等を活用しつつ、前記の第2で示した休眠預金等に係る資金の活用に関する基本原則及び民間公益活動を行う団体の期待される役割を踏まえて、以下の要素について具体的な内容が盛り込まれていることが望ましい。

- 15 ① 解決しようとする課題及び目標（達成すべき成果）、受益者
- ② 支援の出口の設定及び支援期間
- ③ 支援の出口に向けた工程
- ④ 課題の解決方法
- ⑤ 評価の実施時期及び評価の方法等

20 以上を踏まえ、資金分配団体は、分野の垣根を越えた関係主体の連携を伴う民間公益活動や、ICT等の積極的活用等、民間の創意と工夫が具体的に生かされており、革新性が高いと認められる民間公益活動を行う団体を優先的に選定することが望ましい。

25 資金分配団体が民間公益活動を行う団体に対して助成、貸付け又は出資を行うに当たっては、支援対象の事業を継続できない、又は当該事業を実施する中で当初見込まれていた革新性が見い出せない若しくは乏しいと判断された場合は、当該民間公益活動を行う団体との協議の上で支援を終了する旨をあらかじめ資金提供契約において定めておくことが望ましい。

また、民間金融機関等が対応可能な事業に資金分配団体が参入することにより、民間金融機関等の事業機会を奪うことにならないよう十分配慮しなければならない。

30 (2) 審査の方法

第3の1.(1)①b 「イ) 審査の方法」で示した事項に準じた対応をとらなければならない。

3. 資金分配団体による民間公益活動を行う団体に対する監督

法第 22 条第 4 項において、資金分配団体は、民間公益活動を行う団体が休眠預金等に係る資金を活用して民間公益活動を適切かつ確実に遂行するように、民間公益活動を行う団体に対する必要かつ適切な監督を行うための措置を講ずるものとされていること
5 ことを踏まえ、資金分配団体は、第 3 の 1. (1) ③ a) に準じて民間公益活動を行う団体に対して必要かつ適切な監督のための措置を講じなければならない。

4. 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体におけるガバナンス・コンプライアンス体制等

10 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体は、不正行為や利益相反等の組織運営上のリスクを管理するためのガバナンス・コンプライアンス体制が過剰なものとならないようにしつつも、最低限、以下の組織等を設置し、措置を講じなければならない。

- 第 3 の 2. (3) の指定活用団体のガバナンス・コンプライアンス体制等に準じて組織等を設置し、措置を講じること

15 • 助成、貸付け又は出資により提供を受けた資金の用途についてはその助成、貸付け又は出資に係る資金提供契約で認められたものに限定し、区分経理及び帳簿の備付けを行うこと

- 適正かつ効率的に予算を執行すること

20 5. 民間の創意と工夫が発揮される効果的な活用方法の選択の際に配慮すべき事項

法第 16 条第 5 項においては、休眠預金等に係る資金の活用にあたっては、効果的な活用方法を選択することで、民間の創意と工夫が発揮されるように配慮することが規定されている。

25 資金の効果的な活用方法としては、法第 16 条第 2 項に例示される複数年度にわたる助成、貸付け又は出資のほか、成果に係る目標に着目した資金提供方法として、成果連動型助成／支払型契約や集合的インパクト創出型の資金提供等、様々なものが想定される³⁴。このうち、我が国の現状に照らしてどの方法が有効であるかは一概には言えない。

30 このため、指定活用団体や資金分配団体は、一般的にとられている資金の提供方法の隙間を埋め、民間公益活動を行う団体の多様な資金ニーズに対応するために、営利・非営利、助成・貸付け・出資といった既成の枠にとらわれることなく、実際に現場で試行錯誤して多様かつ効果的な活用方法を開発していくことが望ましい。

35 したがって、指定活用団体や資金分配団体が多様な資金提供方法をその時々状況に応じて柔軟に開発・選択できるようにしておく必要がある。ただし、指定活用団体及び資金分配団体は、成功事例だけでなく失敗事例も含めて各資金提供方法の有効性について厳正に評価しつつ事例の蓄積を行い、広く公開しなければならない。

6. 法の全面施行から5年後における見直し

5 法附則第9条においては、「この法律の規定については、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」と規定されていることに加え、衆参両院において「施行から5年後に、幅広く見直しを行うこと」という附帯決議がなされている。

10 したがって、本制度は我が国では前例のない、いわゆる「社会実験」であることから、法の定める規定が全て施行されることとなる平成30年(2018年)1月1日から5年後(2023年1月1日)に幅広く見直しが行われることとされているものであり、このことについて本制度に関係する全ての者が十分留意し、その上で各々の責務を果たしていくことを強く求めたい。

-
- ¹ 基本方針に定めるものとして、以下の事項が法第18条第2項に規定されている。
- ① 休眠預金等交付金に係る資金の活用の意義及び目標に関する事項
 - ② 休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本的な事項
 - ③ 第1号(①)の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項
 - ④ 第20条第1項の規定による指定の基準及び手続に関する事項
 - ⑤ 指定活用団体の作成する事業計画の認可の基準及び手続に関する事項
 - ⑥ 休眠預金等交付金に係る資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項
 - ⑦ その他休眠預金等交付金に係る資金の活用に関し必要な事項
- ² 基本方針の策定に当たっては、審議会の意見に加え、法第16条第3項において「多様な意見が適切に反映されるように配慮」することとされていることを踏まえ、審議会の場において、民間の団体や有識者等からのヒアリングの実施や地方公聴会の開催、インターネットによる意見募集等を通じ、国民や地方の現場で活動する団体等からも幅広く意見を聴取したところである。
- ³ 指定活用団体が毎事業年度作成する当該事業年度の事業計画及び収支予算は、基本計画に即することが求められている。(法第26条第1項)
- ⁴ 「民間公益活動促進業務」とは、法第21条第1項に規定される指定活用団体が行うこととされる以下の業務をいう。
- ① 資金分配団体に対し、助成、貸付け又は出資の実施に必要な資金について助成又は貸付けを行うこと。
 - ② 民間公益活動を行う団体に対し、民間公益活動の実施に必要な資金の貸付けを行うこと。
 - ③ 休眠預金等交付金の受入れを行うこと。
 - ④ 民間公益活動の促進に関する調査及び研究を行うこと。
 - ⑤ 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。
 - ⑥ 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- ⁵ 「ソーシャル・イノベーション」とは、「既存の解決よりも、有効であり、効率的であり、持続可能性のある社会の諸課題に対する目新しい解決である。目新しいという意味は、①該当分野、該当部門、該当地域、該当利用者にとって新しいか、②新しい方法で適用されることであり、必ずしも、完全にオリジナルであったり固有であったりする必要はない。それにより創出される価値は、主として社会に発生する。」のことである。(スタンフォード大学SSIR誌(Stanford Social Innovation Review)より)
- ⁶ 法第16条1項において、民間公益活動は「国民一般の利益の一層の増進に資する」とされていることから、国内における活動に限定される。
- ⁷ 「事業の自走化」とは、休眠預金等に係る資金に依存せず、自ら寄附や事業収入等を確保して事業を継続できるようになることをいう。
- ⁸ 民間資金の流入の障壁として、例えば以下のことが挙げられる。
- ① 民間公益活動の多くは受益者自身がサービスの対価を支払うことが困難な場合が多いため、黒字化するだけの十分な売上げを継続的に確保することができず、ビジネスモデルとして確立しにくいこと
 - ② 非営利法人の場合、利益を外部の者に分配することが制限されているため、外部資金を集めることが困難なこと
 - ③ 民間公益活動を行う団体に対する信用格付けや外部監査等の仕組みが不十分なため、民間公益活動を行う団体の信頼性が十分に担保できないこと
- ⁹ 「集成的インパクト・アプローチ」とは、分野の垣根を越えて様々な立場の関係者が、目標・成果を共有した上で、共通の評価システムの下で、お互いの強みを生かした取組を集中的に、効果的に行うことで、より迅速により大きな社会的成果の創出を目指すアプローチをいう。
- ¹⁰ 具体的には、内閣総理大臣は、以下のような監督権限等を有している。
- ① 基本方針・基本計画の策定・公表を通じて、休眠預金等に係る資金の活用に関する国としての考え方を示す(法第18条、第19条)
 - ② 指定活用団体が作成する民間公益活動促進業務規程、事業計画等の認可(法第23条第1項、第26条第1項)
 - ③ 事業報告書等を提出させた上で評価(法第26条第4項、第19条第2項第4号)

-
- ④ 役員の選任または解任の認可（法第24条第1項）
- ⑤ 法令違反、不正があった場合においては役員の解任を命令（法第24条第2項）
- ⑥ 報告又は資料の提出（法第43条第1項）
- ⑦ 立入検査（法第44条第1項）
- ⑧ 必要な限度において監督上必要な命令（法第31条）
- ⑨ 指定活用団体が事業を適正かつ確実に実施できない等は指定の取消し等（法第33条第1項）
- 11 「経営支援」とは、例えば、事業計画策定、組織基盤の強化、資金調達の実務的支援、広報戦略立案、社会的成果の可視化等の支援等がある。
- 12 民間公益活動を行う団体として、社団・財団法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人等の非営利法人にとどまらず、株式会社等の営利法人も含まれる。
- なお、独立行政法人は、国又は地方公共団体の事務及び事業のうち、政策の実施に係るものを行わせる制度として設けられたもの（※）であることから、民間公益活動を行う団体となることを想定することは困難である。
- ※ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条に、『独立行政法人』とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（略）を効果的かつ効率的に行わせるため、（略）設立される法人をいう。』と規定されている。また、地方独立行政法人についても、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）において、同趣旨の規定がある。
- 13 内閣総理大臣は、指定活用団体に対して以下の権限を有しており、指定活用団体における民間公益活動促進業務の適正かつ確実な実施に関して監督責任を負う。
- ① 指定活用団体の指定（法第20条第1項）
- ② 指定活用団体が定める民間公益活動促進業務規程、役員の選任等及び事業計画等についての認可と変更等命令（法第23条第1項及び第3項、第24条並びに第26条）
- ③ 指定活用団体に対する監督（報告徴収、立入検査、指定の取消し等）（法第31条、第33条第1項、第43条第1項及び第44条第1項）
- 14 コーディネーターとしての取組例として、民間公益活動を行う団体の発掘や把握、課題解決に資する制度の周知等がある。
- 15 民間公益活動を行う団体との連携・協働の取組例として、地域に必要な社会における大きな変革（ソーシャル・イノベーション）の創出を目指した「共創の場」として機能する、地域における様々な活動を行う主体（民間公益活動を行う団体のほか、既存の支援機関等を含む。）で構成される分野別の公益的プラットフォームの形成等がある。
- 16 指定活用団体は、選定申請団体の組織体制等について、以下の点を確認しなければならない。
- ① 公正に業務を実施するに足る組織体制等
- ・第7の4.において示したガバナンス・コンプライアンス体制等
- ② 適確に業務を実施するに足る組織体制等
- ・資金分配団体の期待される役割を担う団体に見合うトップマネジメント体制を備えていること
 - ・期待された社会的成果が達成されない場合もあり得るとい民間公益活動特有のリスクを含め、適切な資金のリスク管理を行うこと。特に、貸付けを行う場合は、貸付金回収計画の策定等適切な債権管理を行うこと
- 17 一般に、創業期や成長期にあつては助成が、発展期や成熟期にあつては貸付けが、成長期や発展期にあつては出資が適しているとされている。
- 18 資金分配団体において、民間公益活動を行う団体の選定及び民間公益活動の成果評価の点検・検証に当たっての第三者で構成される審査委員会を設置すること等が求められる。
- 19 「民間公益活動促進業務に必要な経費」とは、法第27条第1項に規定される「民間公益活動促進業務に必要な経費」をいう。
- 20 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）において、一般財団法人は、以下の事項等を満たすことが要件とされている。
- ① 評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を設置していること
- ② 評議員及び理事はそれぞれ三人以上としていること
- ③ 評議員の選任及び解任の方法が定款で定められていること

-
- 21 学識経験者の中には、科学技術分野の動向に明るい者も含まれていることが望ましい。
- 22 当該役員の選任の認可を取り消す（法第24条第2項）ことを含め、それが判明した時点における指定活用団体の指定の取消し（法第33条第1項第2号）等
- 23 不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策の策定の3点を確実に実施し、その内容を公表する旨も定めなければならない。
- 24 内部通報制度の整備及び運用として、以下を実施しなければならない。
- ① 法令違反等に係る通報の受付から調査・是正措置の実施及び再発防止策の策定までを適切に行うため、役員を責任者とする部署間横断的に通報を取り扱う仕組みを整備し、適切に運用すること
 - ② 民間公益活動促進業務規程に、不正行為や利益相反防止のためのルール及び通報対応の仕組みについて規定すること。その際、通報者に対する解雇その他不利益な取扱いの禁止及び通報者の匿名性の確保の徹底に係る事項について明記すること
 - ③ コンプライアンス室の設置等の内部通報の窓口を整備し、周知すること。また、内部通報のほか外部の事業者（資金分配団体等）からの通報についても受け付けること
- 25 法第20条第1項第1号～6号に掲げる基準として以下の事項が規定されている。また、第2号に規定される「経理的基礎」とは、今後の財務の見通しの適切性、経理処理及び財産管理の適正性並びに情報開示の適正性等に関する基礎能力をいい、「技術的基礎」とは、民間公益活動促進業務を実施するための技術や専門的人材や設備等の基礎能力をいう。
- ① 職員、民間公益活動促進業務の実施の方法その他の事項についての民間公益活動促進業務の実施に関する計画が、民間公益活動促進業務の適確な実施のために適切なものであること。
 - ② 前号（①）の民間公益活動促進業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 - ③ 役員又は職員の構成が、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - ④ 民間公益活動促進業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - ⑤ 第33条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないこと。
 - ⑥ 役員のうち次のいずれかに該当する者がないこと。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - ロ この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 26 「指定活用団体の特別な利害関係者」とは、当該指定申請団体の選定が委員の個人的な利害に直接関係する等により、公正な議決権の行使が期待できない者を指す。
- 27 「社会的インパクト評価」とは、短期、長期の変化を含め、当該事業や活動の結果として生じた社会的、環境的な「変化」や「便益」等の「アウトカム（短期・中期・長期）」を定量的・定性的に把握し、当該事業や活動について価値判断を加える（評価を行う）ことをいう。「ロジック・モデル」を活用することにより、「インプット」、「活動」、「アウトプット」から「アウトカム（短期・中期・長期）」に至るまでの論理的な結びつきを明らかにした上で、計画、実行、分析、報告・活用の4つの評価過程を経て実施される。（「社会的インパクト評価の推進に向けて～社会的課題解決に向けた社会的インパクト評価の基本的概念と今後の対応策について～」）
- 28 「自己評価」とは、評価過程全体について、事業の実施主体が自ら行う評価をいう。
「外部評価」とは、評価過程のうち「分析」について、事業の実施主体が外部の専門家に委ねる評価をいう。
「第三者評価」とは、評価過程全体について、事業の実施主体が外部の第三者機関に委ねる評価をいう。
- 29 「ロジック・モデル」とは、「インプット」、「活動」、「アウトプット」、「アウトカム（短期・中間・長期）」の論理的な結びつきを整理したものをいう。
- 30 最近、事業実施団体や評価専門家だけでなく、事業が提供するサービスの受益者等も評価過程に参加して協働で評価を行う「参加型評価」が注目されている。
- 31 例えば、資金分配団体における助成手法の有効性が考えられる。
- 32 最近、欧米を中心に、ソーシャル・イノベーションのように、目的も時間軸も流動的に変化するもの

をよりの確に評価するために、「発展的評価 (Developmental Evaluation)」という考え方が注目されている。

³³ 最近、欧米では、単に成果を評価するだけではなく成果の達成状況を把握した上で、成果を拡大させる方向で資源配分や事業運営等を見直す「インパクト・マネジメント」の方向にシフトしつつある。

³⁴ なお、今後、指定活用団体及び資金分配団体において、成果に係る目標に着目した助成を検討する際に参考となると考えられるものとして、以下の例が挙げられる。

①成果に連動した助成

- ・成果連動型助成/支払型契約 (Outcome-Based Grant or Contracts)
- ・階段式証拠に基づく助成プログラム (Tiered-Evidence Grant Program)

②共通の成果を達成するために連携した複数の団体に助成

- ・集合的インパクト・アプローチ (Collective Impact Approach)